「看護協会会員の皆様へ】

令和6年能登半島地震被災のお見舞と被害確認

この度の能登半島地震で被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。 看護協会会員の皆様にも被害がおありだったのではないかと存じます。

なお、県看護協会には「災害見舞金規程」があり、会員が主たる居住地において 震災によって自己の財産に損害を受けた場合に「全壊」「半壊」「傾斜」「その他(避 難指示)」等の区分に応じて見舞金が支給されますので、お申し出くださるようお 願いします。

該当される方は、災害見舞金申請書(ホームページからダウンロードして下さい。) により被災状況報告書を添付の上、3月15日(金)までに申請をお願いします。

また、日本看護協会への申請も併せて行いますが、「消防署・市町村等発行の罹災証明書、その他これらに準ずる書類」が求められますので、申請の際にはこれらの「写し」も併せて提出して下さい。

被災された方の一日も早い復興を、心よりお祈り申し上げます。

公益社団法人 石川県看護協会 会長 小藤 幹恵